

標準様式第1号（第9条関係）

簡易公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

平成31年 1月15日

一般財団法人足立区観光交流協会
会長 石川 義夫

1 業務概要

(1) 業務名

外国人来街者向け協会情報誌の企画・編集・取材・印刷等委託

(2) 業務内容

仕様書の通り

(3) 委託期間

2019（平成31）年4月1日から2020年3月31日まで

2 提案限度価格等

(1) 提案限度価格

2,500,000円

(2) 最低制限価格の設置の有無及び有の場合の最低制限価格

なし

3 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格要件

当該業務において一般財団法人足立区観光交流協会事業者名簿に登載されていること。

特別の理由がある場合を除くほか、当該に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区又は協会に対し、足立区又は協会発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(2) 提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	評価配分
業務の理解度	業務の理解度は十分か	10%
業務遂行力	翻訳、校正を含めた業務執行体制、実施手順、業務手法は妥当か	10%
	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	10%
	災害時等緊急時の対応策や体制は万全か	10%
経営状況	財務諸表から経営状況が安定しているかどうか(税理士が評価する)	10%
企画力	区の魅力が発見できる内容であり、独創的であり且つ実現性が高い企画か	25%
デザイン力	読みやすいレイアウトや目を引くアイキャッチのあるデザインができるか	20%
コスト	コストは妥当か	5%
合計		100%

税理士により財務諸表を診断した結果、経営状況の評価が低い場合は、提案書提出者としめない場合がある。

加点について

業者及び業務の条件	加点(%)
区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合	5
区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合	4
区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合	3
区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	2

上記の加点については、各提案書の評価の最終段階において、評価基準の総点数をもとに行い、小数点以下四捨五入とする。

4 手続き等

(1) 担当

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

一般財団法人足立区観光交流協会

電話 03-3880-5853（閉庁日を除く、午前8時30分～午後5時）

担当 齋藤・根本

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成31年1月15日(火)から平成31年1月28日(月)午後5時まで

交付場所 4(1)に同じ。

交付方法 希望者に直接交付する。

交付時間 閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成31年1月28日(月)午後5時まで

提出場所 4(1)に同じ。

提出方法 持参すること。

受付時間 閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成31年1月28日(月)午後5時まで

提出場所 4(1)に同じ。

提出方法 持参すること。

受付時間 閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで

5 その他

(1) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出された参加表明書は返却しない。

(4) 特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。返却を希望する申出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなし、協会において適切に破棄する。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。

(5) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差換え及び再提出は認めない。

(6) 被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより協会に

損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。

- (7) 被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、会長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。併せて、協会の入札等に参加できないことがある。